

北方西小学校PTA会則

第一章 名称及び事務局

第1条 本会は、北方西小学校PTAと称し、事務局を北方西小学校に置く。

第二章 目的

第2条 本会の目的は、下記のとおりとする。

- 1 学校、家庭、社会における児童の福祉を増進する。
- 2 会員の教養を高め、且つ民主教育の理解を深める。
- 3 学校と家庭の連絡を密にし、児童の心身の健全な発達を図る。
- 4 学校並びに校外の教育環境をよくする。

第三章 方針

第3条 本会の方針は、下記のとおりとする。

- 1 教育を目的とする民主団体として活動する。
- 2 自主独立のもので、非営利的、非宗教的、非政治的であって、いかなる団体にも支配・統制・干渉も受けない。
- 3 教育問題について意見を述べ討議するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。
- 4 国及び地方公共団体の適正な教育予算充実のために努力する。

第四章 会員

第4条 本会の会員及び賛助会員は、下記の該当者とする。

- 1 会員
 - (1) 北方西小学校に在籍する児童の父母、又は保護者。
 - (2) 北方西小学校の教職員。
- 2 賛助会員
 - (1) 本会の目的に賛同し、活動に協力・支援する個人及び団体。

第5条 会員は次に定める会費を、納入しなければならない。

- 1 年会費 4,200円

第五章 会計

第6条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入を以ってこれに充てる。

第7条 本会の会費は、総会において決定する。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 役員

第9条 本会の役員は、会員の中から下記のとおり定める。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名以内
- 3 書記 3名以内 (学校1名)
- 4 会計 3名以内 (学校1名)
- 5 必要に応じて顧問を設ける。(会員に限定しない)

第10条 役員の任期は、会長は1年とする。(顧問は除く)

その他の役員は、2年とする。
但し、再選は妨げない。

第七章 役員の選出

第11条 役員は、選考委員会で選出し、会員によって紙上にて信任投票を行い承認を得る。

- 1 改選は毎年3月までに行い、新役員は、4月1日に就任する。
- 2 役員には、選考委員会中からも選出することができる。

第12条 選考委員は、1年から5年の各学級長、会員の中から2名と本会役員から2名を以って構成する。

第八章 役員の任務

第13条 役員の任務は、次のとおりである。

- 1 会長は、本会を代表し、すべての会を招集し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を助け会長事故ある時は、会長の職務を代行する。
- 3 書記は、総会並びに各種会議の正確な記録を保管する。
- 4 会計は、金銭の出納を司り、受領書など費用の正確な記録を保管する。

第九章 総会

第14条 総会は、毎年4月に開くほか、必要に応じて臨時に開くことができる。

第15条 総会に付議すべき事項は、次のとおりである。

- 1 事業報告
- 2 会計決算の報告並びに承認
- 3 事業計画案の審議
- 4 予算案の審議
- 5 その他の重要事項

第16条 総会の決議は、出席会員の過半数の同意を要する。

- 1 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第十章 委員会

第17条 本会は、第2条の目的を達成するために、下記の委員会を設ける。

1 企画委員会

企画委員会の構成は下記のとおりである。

- ・ 本会の役員
- ・ 各専門部委員長
- ・ 校長、教頭

2 運営委員会

運営委員会の構成、並びに任務は下記のとおりである。

- ・ 本会の役員
- ・ 各専門部委員長
- ・ 各学年学級長
- ・ 校長、教頭

ア 本会行事について、その企画並びに有効な運営をはかる。

イ 本会の事業計画案及び、予算案の作成をする。

ウ 必要ある場合には、特別委員会を設ける。

エ その他総会において委任された事項を処理する。

3 学年部及び、各専門部委員会は下記のとおりである。

- (1) 学年部委員会
- (2) 研修・広報部委員会
- (3) 校外指導・施設部委員会

4 各専門部委員長は過去に専門部委員経験者を問わず立候補できる。

5 学年部及び各専門部委員会の長は役員会の承認を得て、会長が任命する。

第18条 委員の任期、選出に関わる事項を次のとおりに定める。

- 1 各専門部委員の任期は1年とし、その改選は4月とする。但し、再選は妨げない。
- 2 会員は、1子につき1回は、専門部委員を務めなければならない。
- 3 各専門部委員は、任期中に行われる専門部委員会に2分の1以上出席しなければ、専門部委員経験者とみなされない。かつ委員免除にならない。

第十一章 会計監査

第19条 会計監査委員は、役員選出に準じて決定された2名とし、本会会計監査の任にあたり、その結果を会員に報告する。

第20条 任期は、選出された翌年度の総会の日までとする。但し、再選は妨げない。

第十二章 会則改正並びに細則

第21条 本会会則の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の同意に基づいて行うことができる。

第22条 本会の運営に必要な事項について、細則を設けることができる。

- 附則
- 1 本会則は、昭和59年4月 1日より施行する。
 - 2 本会則は、昭和61年3月13日より一部改正。
 - 3 本会則は、昭和62年3月 6日より一部改正。
 - 4 本会則は、平成 8年4月22日より一部改正。
 - 5 本会則は、平成11年4月26日より一部改正。
 - 6 本会則は、平成16年4月28日より一部改正。
 - 7 本会則は、平成18年4月26日より一部改正。
 - 8 本会則は、平成21年4月30日より一部改正。
 - 9 本会則は、平成22年4月30日より一部改正。
 - 10 本会則は、平成24年4月26日より一部改正。
 - 11 本会則は、平成25年4月26日より一部改正。
 - 12 本会則は、令和2年10月27日より一部改正。

北方西小学校PTA弔慰・見舞い規定

第1条 病氣弔慰

北方西小学校在籍児童、及び教職員に次の事項に示すような事があった場合には、3,000円程の金品をもって見舞いする。

- 1 病氣のため1か月以上の入院、または、自宅療養の場合。
但し、重病の場合の期間については、適宜処理するものとする。
- 2 交通事故などのけがで、7日以上入院を要する場合。

第2条 死亡弔慰

会員に次の事項に示すような事があった場合には、夫々の方法で弔慰を表す。

- 1 会員の死亡の場合
会員が死亡した時は、会員代表がまず弔問し、後会葬する。
但し、距離・季節によって変更することがある。
なお、弔問は2,000円、香典は5,000円と生花を贈る。
- 2 北方西小学校在籍児童が死亡した場合
児童が死亡した時は会員代表がまず弔問し、代表者及び当該学校長が会葬する。
なお、弔問は2,000円、香典は5,000円と生花を贈る。

第3条 災害弔慰

会員に不慮の災害があった場合には、その都度役員が協議し適宜処理する。

- 1 火災にあった場合

第4条 その他

次の事項に示すような本会の関係者が死亡した場合は3,000円の香典を贈り、弔慰を表す。

- 1 賛助会員（個人）
- 2 その他の死亡にあたっては、本会役員の協議により決定した場合

第5条 この規定で、慶慰、弔慰を受けた者、及びその家族は、一切返礼をしないものとする。

第6条 この規定の改正は、実行委員会の決議をもって行うものとする。

- 附則
- この規定は、昭和59年4月 1日より施行する。
この規定は、平成16年4月28日より一部改正。